

展示会等出展事業助成金制度のご案内

市内事業者等が、自社製品・技術等を展示会へ出展する際に、小間代の一部を助成します。

※予算に達し次第、締め切りとなります。

助成の対象者	<ul style="list-style-type: none">川口市内に事業所を有する中小企業者、理事長が適当と認めた団体等川口市発行の法人市民税の納税証明書を提出できる者個人事業者の場合は、川口市発行の個人市民税の納税証明書等を提出できる者
対象となる事業	<ul style="list-style-type: none">令和5年3月10日までに開催される展示会下記①②のいずれかに該当する展示会等であること<ul style="list-style-type: none">①国または地方公共団体が主催または後援する展示会等②出展小間数が100以上の規模を有する展示会等(国内外問わず)※オンライン展示会も対象となります。上記以外の展示会等については、理事長が特に認めたものに限りません。
<p>！以下に該当する場合は、助成の対象となりません！</p> <ul style="list-style-type: none">同一の出展で他の公的機関から出展費の助成を受ける場合展示即売を目的とする場合(BtoCの展示会等)自社製品・技術等の出展ではない場合(代理店として海外輸入品の出展等)主催者が公表するホームページやパンフレット等に出展者として申請企業名の掲載がない場合(出展者名と申請企業名が相違している場合など)	
対象となる経費	展示会等の主催者が定めた出展料(小間代、会場借上料) ※装飾等オプション料は含めません。 ※消費税抜きの金額となります。
助成金の限度額	<ul style="list-style-type: none">出展料の1/2以内の額(千円未満切り捨て)限度額は30万円です。以下の場合には限度額40万円になります。 川口市地域貢献事業者認定企業 ・海外展示会への出展助成金の回数は、1年度1回限りとします。

手続きの流れは裏面をご確認ください。